

令和7年度宇城市浄水器設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇城市の地下水汚染対策の推進を図り、安全な飲用水の確保による市民の健康を保持することを目的として、浄水器の購入及び設置に要する費用の一部に対して、予算の範囲内で宇城市浄水器設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇城市補助金等交付規則（平成17年宇城市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象浄水器)

第2条 補助金交付の対象となる浄水器は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 飲料水を供給する給水管に接続できること。
- (2) ろ過流量が1分当たり0.1リットル以上であること。
- (3) 本体保証期間が1年以上であること。
- (4) 有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）及びペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）を80パーセント以上除去するものであること。
- (5) 前項の除去率は、水道法（昭和32年法律第177号）による登録を受けた水質検査機関（以下「公的認可を受けた機関」という。）による公的な認可を受けた検査証明を根拠とするものであること。

2 補助対象とする浄水器の基数は、1世帯当たり1基とする。

(補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 宇城市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 居住する住宅の敷地に上水道配水管が敷設されておらず、地下水の他に飲料水の確保が困難であること。
- (3) 水質検査の結果が国の設定する井戸水の要監視項目指針値及び国の設定する水道の水質管理目標設定項目である有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）について、その暫定指針値（以下「暫定指針値」という。）が1リットルあたり50ナノグラムを超過していること。
- (4) 補助を受けようとする者が市税の滞納がないこと。
- (5) 申請する本人及び同一の住宅に居住する者が、いずれも過去に本補助金の交付を受けていないこと。ただし、固定資産税評価において1棟

2戸の取扱いとなる二世帯住宅に居住している者については、個別に受けられるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、浄水器の購入及び設置に要する費用(以下「初期費用」という。)とする。

2 初期費用は、消費税及び地方消費税相当額を除くものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の表に基づき算出した額(その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、20万円を上限とする。

対象区域	補助の割合
市の水道認可給水区域 内	初期費用の2分の1
市の水道認可給水区域 外	初期費用の3分の2

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、浄水器設置費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 行政機関又は公的認可を受けた機関が発行する有機フッ素化合物(PFOS及びPFOA)の水質検査結果の写し(以下「地下水の水質検査結果」という。)
- (2) 浄水器の浄水性能を証明できる書類(カタログ等の写し)
- (3) 初期費用が分かる見積書の写し
- (4) 市税納税状況確認承諾書(様式第2号)又は市町村民税に関する未納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付申請期限)

第7条 前条の申請書及び添付書類の提出期限は、令和8年1月30日までとする。

(交付の決定)

第8条 第6条の規定による補助金の交付申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めるときは、浄水器設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により、適当でないとし認めるときは浄水器設置費補助金不交付決定通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、浄水器を設置した日から30日以内又は浄水器を設置した日の属する年度の3月15日(ただし、当日が休日又は祝日の場合は、その翌日とする。)のいずれか早い日までに、浄水器設置費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 初期費用が分かる領収証の写し
- (2) 浄水器を設置したことを証する写真
- (3) 浄水器の保証書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第10条 前条の規定による実績報告書の提出があったときは、報告された内容を審査し、適当と認めたときは、浄水器設置費補助金交付確定通知書(様式第6号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定による交付確定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は、交付決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、浄水器設置費補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならないものとする。

(財産処分の制限)

第12条 規則第24条第2項に規定する財産の処分等を制限する期間は、5年とする。

(証拠書類の保管)

第13条 規則第26条に規定する証拠書類の保管期間は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間とする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 補助対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) 第12条に規定する期間内において、市長の許可を得ずに本補助金事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分(撤去又は売却)した場合

(補助金の返還)

第15条 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分の補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、熊本県におけるPFOS及びPFOAの指針値超過等に係る地下水質調査の追加調査で、暫定指針値を超過することが速報段階で判明した場合には、初期費用の支払日を熊本県及び宇城市から速報の報告を受けた日まで遡及することができるものとし、補助対象経費として適用できるものとする。